

入 札 公 告

道路除草業務委託（道維・維補）について一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

令和8年7月10日

福島県いわき建設事務所長 栗田 豊己

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務番号 第26-41380-0174号
- (2) 委託業務名 道路除草業務委託（道維・維補）
- (3) 業務概要 除草工 A=138, 522. 3m²
- (4) 業務の仕様等 設計図書による
- (5) 履行期間 契約締結の日から令和8年12月25日まで
- (6) 履行場所 いわき市平泉崎字火ノ宮地内外（いわき浪江線外）
- (7) 最低制限価格 施行令第167条の10第2項に基づき最低制限価格を設定する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件を全て満たし、当該入札に参加する資格を有することの確認を受けた者でなければならない。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格確認申請の期限の日から落札者決定の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者、若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者、若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 福島県令和7・8年度工事等請負有資格業者名簿の下記の発注種別において、下記の格付等級に登録されていること。
 - ア 発注種別 一般土木工事
 - イ 格付等級 A又はB
- (5) 建設業法（昭和24年法律第100号）の下記の業種の許可を受けていること。
 - ア 許可業種 とび・土工工事業
- (6) 管内に本店又は支店・営業所を有する者であること。
 - ※ 管内とは、いわき建設事務所管内をいう。
 - ※ 支店・営業所とは、県内に本店を有する者（県内業者）の支店・営業所であつて開札日が属する年度において有効な福島県工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先をいう。

- (7) 単体企業による参加であること。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）を、次に定めるところにより提出し、本件入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

(1) 提出期間

令和8年7月22日（水）から令和8年7月27日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

(2) 提出先

郵便番号 970-8026

住 所 福島県いわき市平字梅本15番地

福島県いわき建設事務所総務部 総務課

電話番号 0246-24-6107

電子メール：iwaki.ken@pref.fukushima.lg.jp

(3) 提出方法

郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は書留郵便により行うものとし、令和8年7月27日（月）午後5時まで必着とする。

4 入札説明書等の閲覧場所等

(1) 入札説明書の閲覧場所

福島県いわき建設事務所ホームページにおいて公開する。

(2) 契約条項及び設計図書等の閲覧場所

令和8年7月10日（金）から8月4日（火）（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで、別に指定するウェブサイトにおいて行う。

設計図書等を閲覧しようとする者は、事前に3の（2）の電子メールアドレスを宛先とする電子メールに委託業務番号及び業務名を明記のうえ、ウェブサイトのURLその他ログインに必要な情報の通知を依頼すること。

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 令和8年8月5日（水）午後1時30分から

(2) 場 所 福島県いわき市平字梅本15番地

福島県いわき合同庁舎南庁舎3階大会議室

(3) その他 郵便による入札は、不可とする。

6 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

7 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書

類に関し、福島県いわき建設事務所長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 入札の方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内でかつ最低制限価格を下回らない最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札を提出した者が2人以上あるときは、入札におけるくじにより、落札者を定める。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令167条の2第1項第8号の規定により随意契約とすることができる。

11 その他

- (1) 契約書作成の要否 要
- (2) その他 詳細は、入札説明書による。